

沖縄県いじめ防止対策審議会設置条例

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第14条第3項の規定に基づき、沖縄県いじめ防止対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(担任する事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 沖縄県いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等のための対策に関すること。
- (2) 県立学校における法第24条に規定する事案に関すること。
- (3) 県立学校における法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員6人以内で組織する。

- 2 委員は、法律、医療、心理、福祉等に関する専門的な知識及び経験を有する者のうちから、教育委員会が任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を行う。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところとする。

ろによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、教育庁において処理する。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成27年6月16日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

いじめ防止対策推進法が施行されたことを踏まえ、県いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等のための対策に関して意見を聴き、及びいじめにより県立学校で発生した児童生徒の生命等に重大な被害が生じた事態等に関して調査を行うため、沖縄県いじめ防止対策審議会を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。